

○唐津市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

平成24年4月1日

告示第138号

改正 平成25年4月18日告示第126号

令和2年7月22日告示第193号

令和4年4月1日告示第125号

(趣旨)

第1条 この要綱は、唐津市自主防災組織推進要綱（平成24年告示第124号。以下「推進要綱」という。）第2条に規定する自主防災組織が行う防災活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災資機材 災害発生時に自主防災組織が応急対策として使用する資機材で、別表第1に掲げるものをいう。
- (2) 防災訓練 推進要綱第3条第1号エに規定する訓練をいう。
- (3) 地区防災マップ 自主防災組織が地区の危険個所を認識し、日頃の防災訓練の実施及び早期の避難行動の実現を目的にするものであって、自主防災組織が作成する防災マップをいう。
- (4) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構において認証登録された防災士をいう。

(令2告示193・一部改正)

(補助金の交付)

第3条 補助金の交付は、1つの自主防災組織につき、別表第2に掲げる区分に応じ、交付年度ごとに1回とする。

2 地区防災マップ作成事業に係る補助金の交付は、1つの自主防災組織につき1

回を限度とする。

(平 2 5 告示 1 2 6 ・ 全改、 令 2 告示 1 9 3 ・ 一部改正、
令 4 告示 1 2 5 ・ 一部改正)

(補助対象事業、補助対象経費、補助金の額等)

第 4 条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額等は、別表第 2 のとおりとする。ただし、他の補助金交付要綱等に基づき補助金の交付を受けた（受ける予定を含む。）補助対象経費がある場合は、この要綱による補助対象経費から除くものとする。

(令 2 告示 1 9 3 ・ 一部改正)

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の実施前に規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災資機材購入事業 防災資機材購入計画・収支予算書（第 1 号様式）及び見積書の写し
- (2) 防災訓練実施事業 防災訓練実施計画・収支予算書（第 2 号様式）及び防災訓練の概要を記載した書類
- (3) 地区防災マップ作成事業 地区防災マップ作成計画・収支予算書（第 3 号様式）及び見積書の写し
- (4) 防災士資格取得事業 防災士資格取得計画・収支予算書（第 4 号様式）、誓約書（第 5 号様式）、講座の受講を証する書類及び補助対象経費を確認できる書類

(令 2 告示 1 9 3 ・ 一部改正)

(交付決定の通知)

第 6 条 市長は、規則第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を決定したときは、自主防災組織育成事業補助金交付決定通知書（第 6 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(令2告示193・一部改正)

(事業の変更等)

第7条 申請者は、補助対象事業の事業計画を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、規則第9条の規定に基づき、自主防災組織育成事業計画変更(中止)承認申請書(第7号様式)に、変更の場合にあつては当該変更の内容が明らかとなる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更のない場合で補助対象経費の20パーセント以内の増減となる変更は、この限りでない。

(令2告示193・一部改正)

(実績の報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は補助対象事業が完了した日から、30日以内又は補助金の交付決定があつた年度の3月31日のいずれか早い日までに自主防災組織育成事業補助金実績報告書(第8号様式)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災資機材購入事業 防災資機材購入実績・収支決算書(第9号様式)、購入した資機材がわかる写真及び補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (2) 防災訓練実施事業 防災訓練実施報告・収支決算書(第10号様式)、防災訓練の実施状況がわかる写真及び補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (3) 地区防災マップ作成事業 地区防災マップ作成実施報告・収支決算書(第11号様式)、作成した地区防災マップの写し及び補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (4) 防災士資格取得事業 防災士資格取得実施報告・収支決算書(第12号様式)、防災士認証状の写し及び補助対象経費の支払を証する書類の写し

(令2告示193・一部改正)

(補助金の額の確定通知)

第9条 市長は、前条の規定による書類の提出があつたときは、規則第16条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織育成事業補助金額確定通知書(第13号様式)により当該補助金の交付の決定を受けた者に通知する

ものとする。

(令2告示193・一部改正)

(資機材の管理義務)

第10条 この要綱による補助金の交付を受けた自主防災組織は、当該補助事業により取得した資機材を事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な使用を図らなければならない。

(令2告示193・追加)

(防災士の資格を取得した者の責務)

第11条 この要綱による補助金の交付を受けて防災士の資格を取得した者は、習得した知識、技術又は資格を所属する自主防災組織の活動等のために積極的に活用しなければならない。

(令2告示193・追加)

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令2告示193・旧第10条繰下)

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年度から行う補助対象事業から適用する。

附 則 (平成25年告示第126号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成25年度に実施する事業から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の唐津市自主防災組織育成事業補助金要綱の規定(防災資機材の整備に係るものに限る。)により交付を受けた自主防災組織が改正後の唐津市自主防災組織育成事業補助金要綱(以下「新要綱」という。)の規定に基づき補助金の交付を受ける場合については、新要綱第3条第2項中「5回」とあるのは、「4回」と読み替えるものとする。

附 則 (令和2年告示第193号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年度に実施する補助対象事業から適用する。

(防災資機材購入事業に係る補助金交付の経過措置)

- 2 この要綱による改正前の唐津市自主防災組織育成事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により防災資機材の整備に係る補助金の交付を受けた自主防災組織が改正後の唐津市自主防災組織育成事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定により防災資機材購入事業に係る補助金の交付を受ける場合にあつては、旧要綱の規定により防災資機材の整備に係る補助金の交付を受けた回数は、新要綱第3項第2項に規定する回数に含むものとする。

別表第1(第2条関係)

(令2告示193・追加)

区分	資機材名称等
救出用具	のこぎり、ハンマー、バール、ジャッキ、ハシゴ、ペンチ等
水防用具	防水シート、ツルハシ、スコップ、掛矢、ロープ、土のう袋等
救護用具	担架、救急医療品セット(三角巾、包帯、絆創膏、生理食塩水、消毒薬、はさみ等)、リヤカー等
避難生活用具	ハンドライト、ヘッドライト、ランタン(電池式)、投光器、発電機、コードリール、テント、簡易トイレ、災害用トイレ用品、災害用マット、毛布等
給食・給水用具	鍋、コンロ、かまど、固形燃料、調理器具、給水タンク、浄水用具等
初期消火用具	消火用バケツ、消火器(詰め替えを含む。)、管そう、消防用媒介金具、スタンドパイプ、消火栓開閉器、消火器格納庫、消防ホース、消防ホース格納箱、可搬型小型動力ポンプ、組立水槽等
情報収集・伝達用具	拡声器、メガホン、トランシーバー、ラジオ、ハンドマイク等

普及啓発用具	プロジェクター、スクリーン等
食料	備蓄食料、備蓄飲料水等
被服・標識	ヘルメット（文字記入を含む。）、防塵マスク、標旗（ポール付き）、腕章、識別用ベスト、警笛、カラーコーン、避難誘導棒等
倉庫	防災用資機材倉庫（収納庫）等
その他	市長が特に必要と認めるもの

別表第 2（第 3 条及び第 4 条関係）

（令 2 告示 1 9 3・追加）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額等
防災資機材購入事業	別表第 1 に掲げる防災資機材等の購入に係る経費	補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額 （1, 0 0 0 円未満の端数は、切り捨てる。）とし、1 0 万円を限度とする。
防災訓練実施事業	防災訓練の実施に係る保険料、消火訓練の実施に要する燃料費及び消火器充填費、炊き出し訓練の実施に要する燃料費及び材料費、使用料及び賃借料その他市長が特に必要と認める経費	補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額 （1, 0 0 0 円未満の端数は、切り捨てる。）とし、3 万円を限度とする。
地区防災マップ作成事業	地区防災マップの作成に係る原稿作成費、印刷製本費、看板製作費等	補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額 （1, 0 0 0 円未満の端数は、切り捨てる。）とし、5 万円を限度とする。
防災士資格取得事業	防災士の認証登録に必要な講座	補助対象経費に 3 分の 2 を

	<p>(教育課程の一環として実施されるものを除く。)の受講料、防災士資格取得試験受験料、防災士認証登録申請料、防災士教本代の自己負担額</p>	<p>乗じて得た額 (1,000円未満は、切り捨てる。)とする。</p>
--	---	--

第1号様式(第5条関係)

防災資機材購入計画・収支予算書

1 防災資機材購入計画

購入予定資機材名	規 格	数 量 (A)	単 価 (B)	購入予定価格 (A)×(B)
			円	円
合 計				

2 収支予算

収 入		支 出	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
市補助金	円		円
合 計		合 計	

第2号様式（第5条関係）

防災訓練実施計画・収支予算書

1 防災訓練実施計画

訓練の名称	
実施日時	年 月 日 時から 時まで
実施場所	
参加世帯数等	世帯 人
消防署等の指導機関の 名称	
訓練種目	
経費の内訳（概算）	

2 収支予算

収 入		支 出	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
市補助金	円	防災訓練経費	円
地区負担金			
合 計		合 計	

第3号様式（第5条関係）

地区防災マップ作成計画・収支予算書

1 地区防災マップ作成計画

地区防災マップの名称	
作成予定期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
作成場所	
計画の概要	
経費の内訳（概算）	

2 収支予算

収 入		支 出	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
市補助金	円	地区防災マップ 作成費	円
地区負担金			
合 計		合 計	

第4号様式（第5条関係）

防災士資格取得計画・収支予算書

1 防災士資格の取得計画

資格取得予定者	
研修機関名	
受講コース名	
受講期間	年 月 日から 年 月 日まで
防災士資格取得特例制度利用	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 警察官 <input type="checkbox"/> 消防職員 <input type="checkbox"/> 赤十字救急法救急員 <input type="checkbox"/> 消防団員
経費の内訳（概算）	

※ 防災士資格取得特例制度を利用する場合は、研修機関名、受講コース名及び受講期間の記載は不要

2 収支予算

収 入		支 出	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
市補助金	円	防災士資格の取得経費	円
地区負担金			
自己資金			
合 計		合 計	

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

唐津市長 様

住 所

氏 名

電話番号

誓 約 書

防災士資格の取得に係る補助金の交付申請をするに当たり、唐津市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第11条の防災士の資格を取得した者の責務を確認し、地域の防災力向上のために防災リーダーとして活動することを誓約します。

また、事業完了後には、市が実施する防災訓練等に積極的に協力することを併せて誓約します。

第6号様式(第6条関係)

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長

印

自主防災組織育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった唐津市自主防災組織育成事業補助金については、唐津市補助金等交付規則第5条及び唐津市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助金額 金 円

第7号様式(第7条関係)

年 月 日

唐津市長 様

(組織の名称)

(代表者氏名)

自主防災組織育成事業計画変更(中止)承認申請書

年 月 日付け唐 第 号で交付決定のあった唐津市自主防災組織育成事業補助金について、次のとおり補助事業を変更(中止)したいので、唐津市補助金等交付規則第9条及び唐津市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

- 1 補助事業の区分
- 2 変更の内容(事業計画の変更の場合のみ)
- 3 変更(中止)の理由
- 4 変更(中止)予定年月日 年 月 日
- 5 添付書類 事業計画の変更にあつては、当該事業計画の変更が明らかとなる書類

第8号様式(第8条関係)

年 月 日

唐津市長 様

(組織の名称)

(代表者氏名)

自主防災組織育成事業補助金実績報告書

年 月 日付け唐 第 号で交付決定のあった唐津市自主防災組織育成事業補助金について、事業が完了したので、唐津市補助金等交付規則第15条及び唐津市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の区分
- 2 補助事業の完了年月日 年 月 日
- 3 補助金の交付決定額 円
- 4 補助対象経費の予算額 円
- 5 補助対象経費の実績額 円
- 6 添付資料
 - (1) 防災資機材購入事業 防災資機材購入実績・収支決算書(第9号様式)、購入した資機材がわかる写真及び補助対象経費の支払を証する書類の写し
 - (2) 防災訓練実施事業 防災訓練実施報告・収支決算書(第10号様式)、防災訓練の実施状況がわかる写真及び補助対象経費の支払を証する書類の写し
 - (3) 地区防災マップ作成事業 地区防災マップ作成実施報告・収支決算書(第11号様式)、作成した地区防災マップの写し及び補助対象経費の支払を証する書類の写し
 - (4) 防災士資格取得事業 防災士資格取得実施報告・収支決算書(第12号様式)、防災士認証状の写し及び補助対象経費の支払を証明する書類

第9号様式(第8条関係)

防災資機材購入実績・収支決算書

1 防災資機材購入実績

購入資機材名	規 格	数 量 (A)	単 価 (B)	購入価格 (A)×(B)
			円	円
合 計				

2 収支決算

収 入		支 出	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
市補助金	円	防災資機材購入費	円
地区負担金			
合 計		合 計	

第10号様式（第8条関係）

防災訓練実施報告・収支決算書

1 防災訓練実施報告

訓練の名称	
実施日時	年 月 日 時から 時まで
実施場所	
参加の世帯数等	世帯 人
消防署等の指導機関の名称	
訓練種目	
経費の内訳（実績）	

2 収支決算

収 入		支 出	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
市補助金	円	防災訓練経費	円
地区負担金			
合 計		合 計	

第11号様式（第8条関係）

地区防災マップ作成実施報告・収支決算書

1 地区防災マップ作成実績

地区防災マップの名称	
作成期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
作成場所	
地区防災マップの概要	
経費の内訳（実績）	

2 収支決算

収 入		支 出	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
市補助金	円	地区防災マップ 作成費	円
地区負担金			
合 計		合 計	

第12号様式（第8条関係）

防災士資格取得実施報告・収支決算書

1 防災士資格の取得実績

資格取得者	
研修期間名	
受講コース名	
受講期間	年 月 日から 年 月 日まで
防災士資格取得特例制度利用	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 警察官 <input type="checkbox"/> 消防職員 <input type="checkbox"/> 赤十字救急法救急員 <input type="checkbox"/> 消防団員
経費の内訳（実績）	

※ 防災士資格取得特例制度を利用した場合は、研修機関名、受講コース名及び受講期間の記載は不要

2 収支決算

収 入		支 出	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
市補助金	円	防災士資格の 取得経費	円
地区負担金			
自己資金			
合 計		合 計	

第13号様式(第9条関係)

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長

印

自主防災組織育成事業補助金額確定通知書

年 月 日付け唐 第 号で交付決定した唐津市自主防災組織育成事業補助金については、年 月 日付け実績報告に基づき審査した結果、次とおり補助金の額を確定したので、唐津市補助金等交付規則第16条及び唐津市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助金額 金 円

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）

（令2告示193・全改）

第3号様式（第5条関係）

（令2告示193・追加）

第4号様式（第5条関係）

（令2告示193・追加）

第5号様式（第5条関係）

（令2告示193・追加）

第6号様式（第6条関係）

（令2告示193・旧第3号様式繰下・一部改正）

第7号様式（第7条関係）

（令2告示193・旧第4号様式繰下・一部改正）

第8号様式（第8条関係）

（令2告示193・旧第5号様式繰下・一部改正）

第9号様式（第8条関係）

（令2告示193・旧第6号様式繰下・一部改正）

第10号様式（第8条関係）

（令2告示193・追加）

第11号様式（第8条関係）

（令2告示193・追加）

第12号様式（第8条関係）

（令2告示193・追加）

第13号様式（第9条関係）

（令2告示193・旧第8号様式繰下・一部改正）